

- ◆計画策定の背景・・・自転車の通行空間について、平成24年11月に国土交通省・警察庁より「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月に内容を一部改訂）（以下、「ガイドライン」という）が示され、各自治体で自転車ネットワーク計画を策定し、安全で快適な自転車利用環境を創出することが推奨されていることから、鎌ケ谷市においても、第10次鎌ケ谷市交通安全計画（平成28年度～平成32年度）で自転車ネットワーク計画策定の在り方について検討を進めるとの位置付けから検討を行ってきたところです。また、狭隘且つ混雑の多い道路事情を抱える鎌ケ谷市では交通事故における自転車事故の割合が概ね30%台と高い状況であり、自転車利用環境の確保が課題となっております。
- ◆計画策定の目的・・・鎌ケ谷市の狭隘且つ混雑の多い道路事情等を踏まえた上で、歩行者や自転車利用者の安全な通行環境や市民生活の利便性の向上のため、道路整備などの際に、安全で快適な自転車利用環境の確保を効果的に行っていくための指針としてガイドラインに沿って策定するものです。ガイドラインでは、計画検討あたり、概ね以下の項目が示されているため、この項目により検討を行います。
 - 基本方針、計画目標、達成指標の検討
 - 整備形態、ネットワーク路線の選定や整備スケジュールの検討
 - 計画の評価、見直しについて
- ◆計画の位置付け・・・本計画は後期基本計画の施策である「交通安全の推進」及び「安全でゆとりある道路の整備」を実施するにあたり、交通安全の大綱を定めた鎌ケ谷市交通安全計画（現第10次計画）で掲げた自転車利用環境の総合的整備の一環として策定する計画です。

◆基本方針

- ・国道、県道、都市計画道路を含む幹線道路を中心とした自転車利用環境の確保
- ・自転車利用者へのルール・マナーの周知
- ※第10次鎌ケ谷市交通安全計画に位置付け、実施しています。

◆計画目標

- ①「安全で快適な自転車利用環境の確保を目指します」
- ②「自転車事故の削減を目指します」
- ③「公共施設等を結び市民の方々の生活利便性の向上を目指します」

◆達成指標

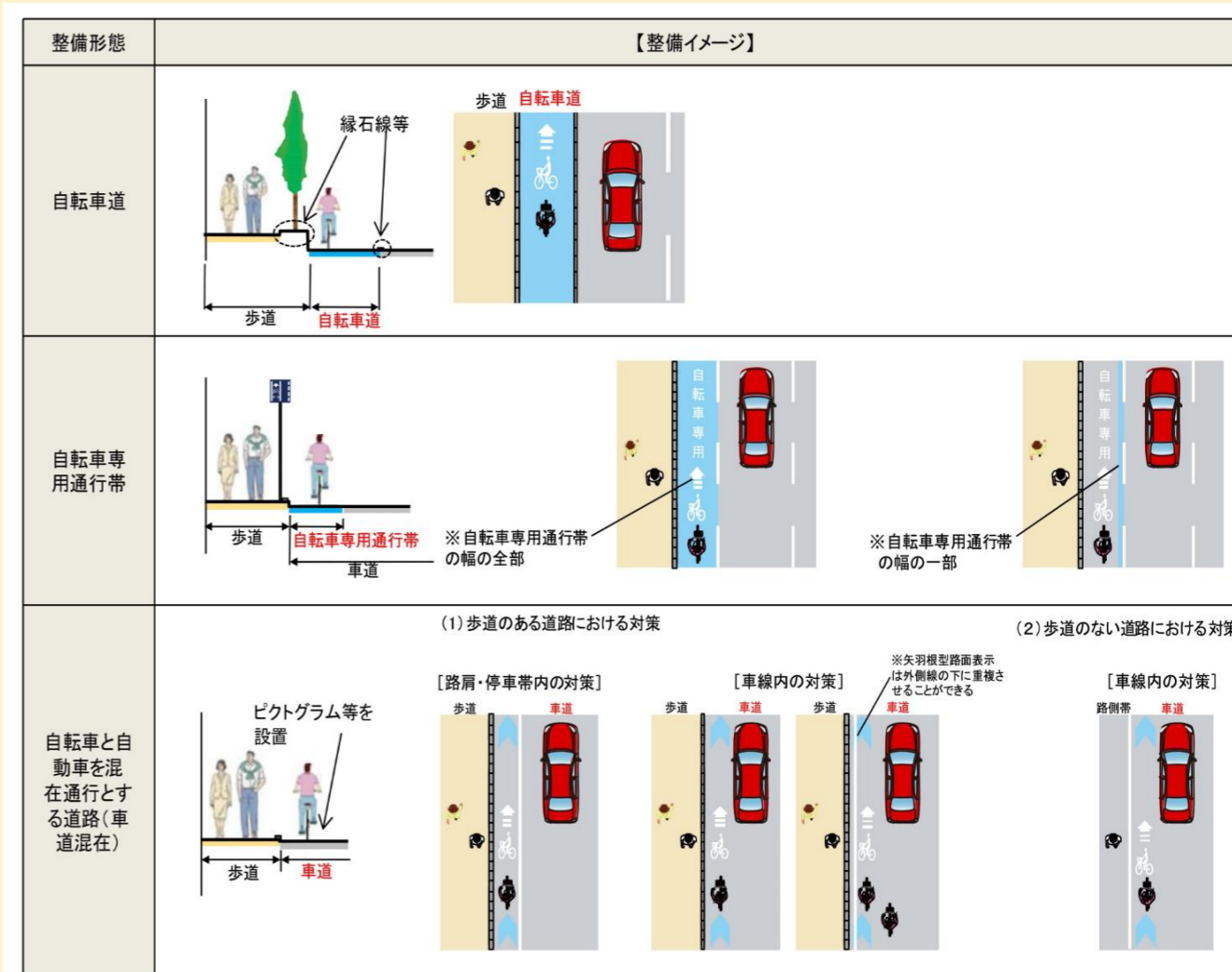
- ①自転車事故件数の削減及び自転車事故率の減少
- ②市民満足度の向上
- ③自転車ネットワーク整備延長

◆整備形態の考え方

	A 自動車の速度が高い道路	B A,C以外の道路	C 自動車の速度が低く、 自動車交通量が少ない道路
自転車と自動車の分離	構造的な分離	視覚的な分離	混在
目安※	速度が50km/h超	A,C以外の道路	速度が40km/h以下、かつ 自動車交通量が4,000台以下
整備形態	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在（自転車と自動車を 車道で混在）

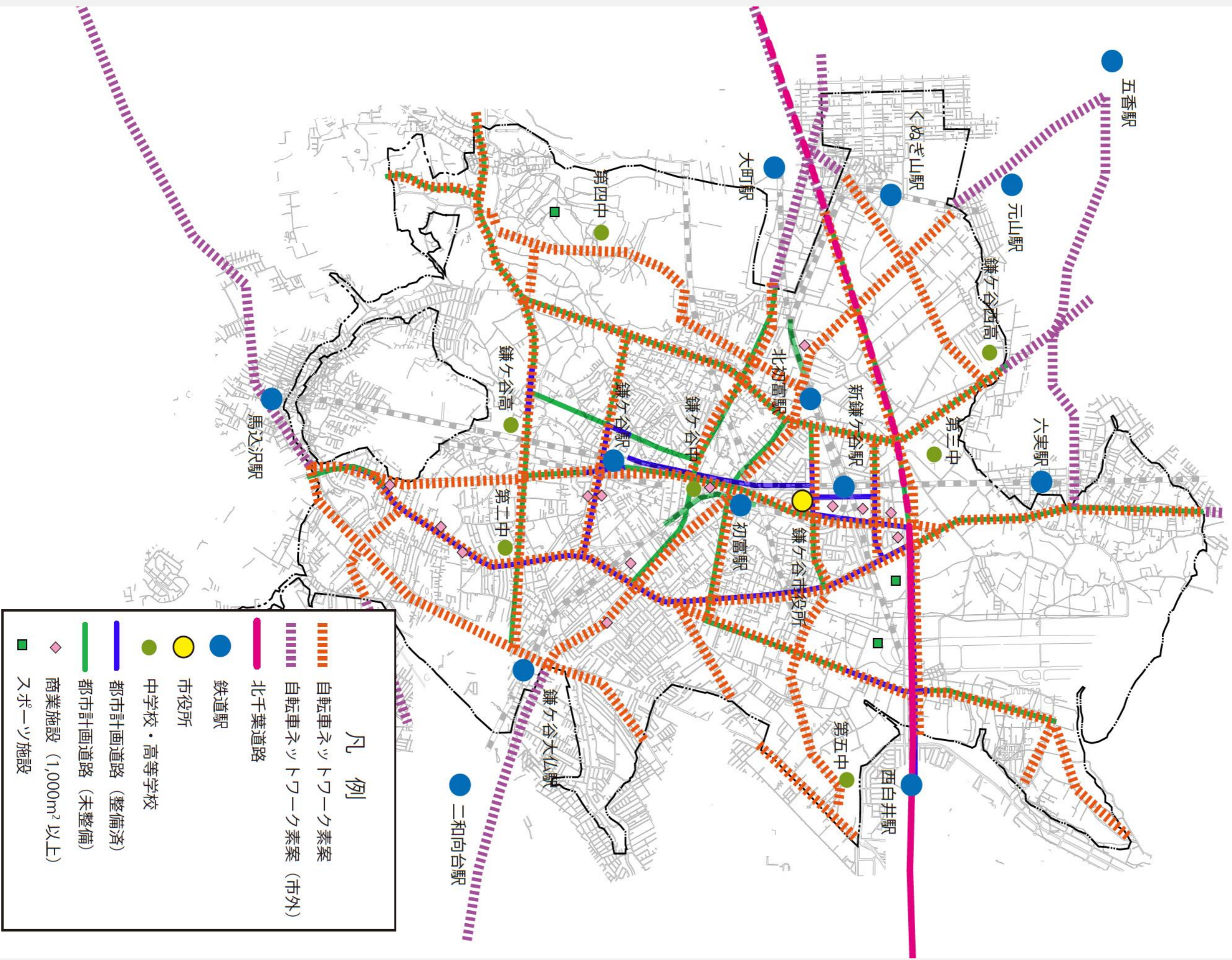
※参考となる目安を示したものであるが、分離の必要性については、各地域において、交通状況等に応じて検討することができる。

◆整備形態のイメージ



※ピクトグラム・・・絵文字。この場合は、自転車等の路面表示。

鎌ヶ谷市自転車ネットワーク計画図



凡例

- 自転車ネットワーク素案 (市内)
- 自転車ネットワーク素案 (市外)
- 北千葉道路
- 鉄道駅
- 市役所
- 中学校・高等学校
- 都市計画道路 (整備済)
- 都市計画道路 (未整備)
- 商業施設 (1,000m²以上)
- スポーツ施設